質問事項

排出事業者による産業廃棄物の処理状況確認については、違反した場合に罰則があるのか。

京都市では、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可品目には限定が付いていないが、京都府では一つ一つ有害項目の限定が付いている。今回許可の合理化で、京都市の許可から京都府の許可となる場合に、京都府も京都市と同様に限定を付けない取扱いにならないか。

優良業者の基準にあった「エコアクション21」とは何か。

優良確認に当たって手数料は必要か。

収集運搬業の許可の合理化で、政令市の許可が失 効し、都道府県の許可になったとき、排出事業者が 締結する産業廃棄物処理委託契約書に添付しなけ ればならない許可証写しは直ちに取り替えなければ ならないか。【講習会終了後】

現行の優良評価制度で、ある県で認定を受けているが、今回の改正法の優良認定について、申請して期間に空白ができないよう許可証に「優良」の認定をもらえることはできないか。顧客に対して、切れると説明ができない。【講習会終了後】

これまでは貨物自動車のタイヤ交換をタイヤメーカー・販売会社に依頼して、併せて廃タイヤも料金を払って引き取ってもらっていたが、タイヤメーカー・販売会社から「平成22年廃棄物処理法改正により、平成23年4月1日以降は引き取ることができなくなった」と告げられた。講習会の説明にはなかったが、そうなのか。平成23年4月1日以降どうしたらよいのか。【講習会終了後】

回答内容

努力義務であり、罰則はありません。

特別管理産業廃棄物処理業の許可品目に、有 害項目を一つずつ記載することは、環境省が 許可証の記載方法として示しており、京都府で はこれに基づき許可品目の限定を記載してい るので、今のところ変更する予定はありませ ん。

ISO14001と同様の認証・登録制度であり、中小企業などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度です。

現時点では不要。優良認定(7年)の場合も更 新許可申請の手数料は5年と同じ額です。

なお、手数料の額については現時点での話であり、今後、国で方向性が示されたり、近隣府県で動きが出てくれば、手数料の額が変更されることがあります。

法律上はそうとしかいえない。法施行後当面は、各産業廃棄物収集運搬業者で許可の整理に混乱が生じ、契約書の整理にも時間がかかることも予想されますので、準備をお願いします。

今回の優良認定は法律の制度であり、4月1日 にスタートとなるため、申請してから「優良」許 可証が交付されるまでに空白期間ができるの は仕方がありません。

顧客に対しては、受付印を押した申請書を示すなど十分に説明してください。

当分の間、有効とされた旧指定制度が平成23年3月31日で廃止されるので、廃タイヤ(産業廃棄物)の処理に関しては、産業廃棄物として許可を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託する方法のみとなります。詳しくは、(財)日本自動車タイヤ協会のHPを参照してください。

http://www.jatma.or.jp/environment/news01.html